

事 業 報 告

第 14 期

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

横浜港埠頭株式会社

事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻から3年が経過するとともに、中東情勢が混迷を深める中、欧州ではインフレが鈍化傾向となり中央銀行による数回の利下げが行われたため雇用は改善基調を維持しました。また、実質所得の増加に伴い個人消費が緩やかに増加し輸出が加速して景気を牽引し、ユーロ圏景気は堅調となりました。

米国では、今年1月に大統領に就任したトランプ大統領が関税政策や減税政策など「米国第一主義」を掲げる中、国内物価が沈静化に向かう一方で雇用悪化懸念もあり、経済の下支えの判断から政策金利を段階的に引き下げた結果、個人消費や設備投資などが高い水準となり景気は底堅く推移しました。

中国では、内需低迷を受け、政府目標であるGDP成長率5%前後を達成するため不動産不況対策、消費喚起促進策などの景気刺激対策を実施しましたが、1年を通して景気は弱い動きが続くこととなりました。

日本では、賃金の上昇や雇用・所得環境が伸びましたが、夏場の米不足から始まった米類の消費者物価の上昇、政府によるガソリン代への補助金縮小やエネルギー代負担抑制策が縮小されるなど物価の伸びが拡大したことにより、個人消費の動きが足踏み状態となりました。

また企業では、高水準の収益の下で、脱炭素化やDX・省力化など課題解決を目的とする投資に意欲的な面が見られました。

こうした経済情勢のもと、横浜港の令和6年の取扱貨物量は、外内貿合計で1億121万トン（前年比0.2%増）となりました。このうち、主要貨物の一つである自動車関連貨物は2,136万トン（前年比3.0%減）で微減となりました。

また、コンテナ貨物の令和6年の取扱個数は外内貿合計で308万TEU（前年比1.8%増）と2年連続で300万TEUを超え、4年連続で前年を上回り、直近10年間で最多となりました。

当社は、自動車や在来貨物を取り扱う自動車・多目的・ライナーターミナルの管理運営等を行いました。また、本牧A突堤内のロジスティクス拠点化を進捗させるとともに、横浜港のターミナル再編計画を踏まえたターミナルの機能強化・転換等についても取組を進めました。

令和5年度より本格化したSDGsの取組では、中期経営計画に基づく具体的取組事項にSDGsの観点を織り込み日々の業務への浸透を促進させる自社独自の取組とともに、ステークホルダーと協力した取組を進めるため、対話の機会を増やすなど連携強化を

図りました。

環境面では、当社所有施設の屋内外照明の LED 化を完了したほか、事業活動に伴う温室効果ガス（GHG）の排出については、クレジットの購入によるオフセットを進めるなどの取組を実施しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は 10,901 百万円、営業費用及び一般管理費は 9,648 百万円、営業利益は 1,253 百万円、経常利益は 1,284 百万円となり、当期純利益は 693 百万円となりました。

各事業別の業績は以下のとおりです。

① 外貿埠頭事業

大黒 C-1～4 号ターミナルでは、横浜港の自動車貨物を扱う主力拠点として効率的なターミナル運営を図りました。また、大黒 L-1～8 号ターミナルについては、一般在来貨物を取り扱う当社所有のターミナルとして、引き続き管理運営を行いました。

本牧・南本牧等のコンテナターミナル内の当社所有施設については横浜川崎国際港湾株式会社への貸付及び維持管理を実施しました。令和 4 年度より協議を開始した横浜川崎国際港湾株式会社へのコンテナクレーンの譲渡は、令和 6 年度に契約を締結し併せて貸付契約の見直しを行いました。

シャーシ整理場では、施設の維持修繕等を実施するとともに適切な管理運営に努めました。

本牧 A 突堤内は、横浜市が推進するロジスティクス拠点形成の一環として、進出事業者 1 社と事業用定期借地権設定契約（覚書）を締結しました。9 社の物流施設が稼働しており、1 社が建設中となっています。

多目的ターミナルとして供用している本牧 A-5 号ターミナルは、着岸隻数が増加し、背後固定ヤードも全て事業者へ貸し付けており、事業は堅調に推移しています。

以上の結果、当事業の営業収益は 6,820 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 5,583 百万円、営業利益は 1,237 百万円、経常利益は 1,259 百万円となり、当期純利益は 668 百万円となりました。

② 物流等関連施設管理運営事業

物流等関連施設管理運営事業では、当社は引き続き、横浜市港湾物流施設の第 4 期指定管理者（令和 4～8 年度）として、物流関連施設の使用許可等に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設運営に関する業務等を着実に実施しました。

併せて、上記指定管理業務に関連する受託業務として、公共岸壁への配船調整業務や「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS 条約）に対応した警備業務、施設使用料の徴収及び京浜三港に入港するコンテナ船の入港料徴収業務等を実施するとともに、港湾事業関係者のための通勤車両駐車場の管理運営を行いました。

また、横浜市が進める大黒ふ頭における完成車物流拠点化について、指定管理者の自主事業として蔵置場所の拡張に取り組み、旧 B 号、L 号荷捌き地に隣接する緑地を暫定的に自動車貨物置場として整備いたしました。（令和 6 年 7 月供用開始）

これらの業務を実施した結果、当事業の営業収益は1,180百万円、営業費用及び一般管理費は1,156百万円となり、24百万円の経常利益となりました。

③ 環境整備基金事業

環境整備基金事業では、横浜市からの環境整備基金の運用益を基に、横浜港の海域環境を保全していく取組として、港内の海底ゴミの収集及び処分を実施し、周辺海域の水生生物育成事業として、ヒラメやカサゴなどの稚魚約7万尾を横浜港内で放流する事業を実施しました。また、広報普及活動の一環として市内の小学生を対象にした稚魚放流イベントを横浜ベイサイドマリーナにおいて開催し、併せて環境保全活動に関する募金活動を実施しました。

環境整備基金の営業外収益（運用益）は9百万円となり、これらの事業を実施した結果、事業経費は9百万円となりました。

④ 建設発生土受入事業

建設発生土受入事業では、主に横浜市内の公共工事から発生する建設発生土について陸上搬入土砂111万 m^3 、海上搬入土砂7万 m^3 及びしゅんせつ土1万 m^3 、合計119万 m^3 の土砂の受入を計画し、南本牧ふ頭及び新本牧ふ頭の埋立てに118万 m^3 、広域利用土砂として広島港などへ1万 m^3 を搬出する計画としていました。

実績としては、陸上搬入土砂108万 m^3 及び海上搬入土砂0.2万 m^3 、合計108.2万 m^3 の土砂を受け入れて、南本牧ふ頭及び新本牧ふ頭の埋立てに106.8万 m^3 、広域利用土砂として0.1万 m^3 を搬出しました。

この結果、当事業の営業収益は2,899百万円となり、一方、営業費用及び一般管理費で2,899百万円となりました。

	営業収益	経常損益
① 外貿埠頭事業	6,820 百万円	1,259 百万円
② 物流等関連施設管理運営事業	1,180 百万円	24 百万円
③ 環境整備基金事業	- 百万円	- 百万円
④ 建設発生土受入事業	2,899 百万円	- 百万円
合 計	10,901 百万円	1,284 百万円

(2) 対処すべき課題

当社では、令和3年度からの5か年を対象とし4本の柱（①横浜港の物流施設の管理運営・機能強化、②ロジスティクス機能の充実・強化、③港湾運営を支える技術・サービスの向上と活用、④経営基盤の強化）からなる中期経営計画のもと、各種取組を実施しています。

当社所有施設並びに公共港湾施設の老朽化が課題となっています。解決には大規模改修等の対応が必要となる場合があるため、施設利用者や横浜市と協力連携し、適切な維持管理に取り組めます。

国際競争力の強化を図るため、横浜港の主要貨物である自動車の輸出入増加へ対応する自動車保管能力の強化及び取扱機能の効率化に資する施策を大黒ふ頭で引き続き実施します。

本牧 A 突堤内のロジスティクス拠点形成に関しては、令和 8 年度までに整備が一段落する見込みとなっていますが、今後も横浜市と連携して同拠点の利用者の利便性や就労環境の向上を図ります。

本牧 D-5 号コンテナターミナル再整備工事については、引き続き国や横浜市、横浜川崎国際港湾株式会社と協力し、早期完成に向けて取り組みます。

環境面では、これまで自社単独での取組を中心に積極的に取り組んできましたが、今後はステークホルダーとの連携を一層強化し、令和 7 年 3 月に横浜市が策定した「横浜港港湾脱炭素化推進計画」に基づき、カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組を加速させます。

また、近年の風水害の激甚化や落雷の多発、海面上昇など、気候変動への対策は依然として重要な課題です。これまでも横浜市と連携し、排水機能の強化や避雷装置の設置などを進めてきましたが、短期的な取組に加えて、将来的な海面上昇による被害を最小限に抑えるための対策など、中長期的な視点での取組も進めていきます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の主な投資は、下表のとおりです。

事業区分	埠頭名	主な内容	実施額
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業	該当なし		
当社単独	大黒ふ頭	岸壁電気防食、岸壁上部工、照明更新ほか	656 百万円
	本牧ふ頭	照明更新、配管・配線新設ほか	130 百万円
	南本牧ふ頭	防舷材受衝板取替ほか	204 百万円
合計			991 百万円

投資にかかる資金調達については、すべて自主財源を充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	令和4年度 (R4. 4. 1～ R5. 3. 31)	令和5年度 (R5. 4. 1～ R6. 3. 31)	令和6年度 (R6. 4. 1～ R7. 3. 31)
営業利益	百万円	1,625	1,501	1,253
経常利益	百万円	1,599	1,502	1,284
当期純利益	百万円	826	1,999	693
1株当たり当期純利益	円	1,528	3,697	1,282
総資産	百万円	50,916	51,316	48,883
純資産	百万円	30,437	32,437	33,130

(5) 主要な事業所

本社 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
南部管理事務所 横浜市中区本牧ふ頭1番地1
山下事務所 横浜市中区山下町279番地1
北部管理事務所 横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地

(6) 主要な事業内容

- ・外貿埠頭の建設、貸付及び管理等に関する事業
- ・横浜港物流等関連施設の指定管理及びこれに密接に関連する業務に関する事業
- ・海域環境の保全及び水生生物の維持培養に関する事業
- ・埋立処分地への建設発生土及びその他の土砂等の受入及び処理に関する事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢
81人	△2人	47.30才

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	8,807百万円
国土交通省	96百万円
金融機関	192百万円
合計	9,096百万円

注 上記「金融機関」は、市中金融機関のほか、政策金融機関からの借入です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000,000 株

(2) 発行済株式総数 540,711 株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
横浜市	540,400 株
横浜港運協会	191 株
株式会社横浜銀行	100 株
横浜商工会議所	19 株
株式会社三井住友銀行	1 株
合 計	540,711 株

(4) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

令和7年3月31日現在

役 職	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	植松 久尚	
常務取締役	高木 勇一	
取締役	新保 康裕	横浜市港湾局長
取締役	藤木 幸太	横浜港運協会 会長 (藤木企業株式会社 代表取締役会長)
*取締役	桜田 治	株式会社商船三井 常務執行役員
*取締役	峯 茂樹	一般社団法人日本港運協会 常任理事 (株式会社日新 取締役常務執行役員)
監査役	竹内 紀充	横浜市港湾局 港湾物流部長
*監査役	杉原 光昭	弁護士

注1 取締役2名(*)は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

監査役1名(*)は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

注2 令和6年6月28日開催の令和6年度定時株主総会において、植松久尚、新保康裕の2氏が取締役、竹内紀充が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。取締役の中野裕也、監査役の菅谷良一は、同日付で辞任いたしました。

注3 令和6年6月28日開催の令和6年度第2回取締役会において、植松久尚が代表取締役及び取締役社長に選任され、令和6年7月1日付で就任いたしました。代表取締役及び取締役社長の伊東慎介は、令和6年6月30日付で辞任いたしました。

注4 当社は、取締役新保康裕、藤木幸太、桜田治、峯茂樹の4氏及び監査役竹内紀充、杉原光昭の2氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

注5 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づく職務遂行に関して第三者または会社に損害を生じさせたとして第三者または株主から訴訟を提起された場合に、当該訴訟及び和解等に要する費用並びに損害賠償額(当社の取締役及び監査役が責任を負うとされた場合。)について、1億円を限度額として補償を受けることができます。ただし、当社の取締役及び監査役が違法に私的な利益や便宜の供与を得たことによる損害賠償請求など、一定の免責事項に該当する損害賠償請求は補償の

対象外です。

注6 当社では取締役及び監査役の報酬について、平成24年6月29日開催の株主総会における決議により、取締役報酬総額を年額60,000,000円と定め、平成25年6月28日開催の株主総会における決議により、監査役報酬等の総額を年額2,000,000円と定めております。

なお、当該定めに係る対象者の人数は取締役6名、監査役2名です。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏 名	主な活動内容
取締役	桜田 治	当期開催の取締役会、6回のうち4回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
取締役	峯 茂樹	当期開催の取締役会、6回のうち5回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
監査役	杉原 光昭	当期開催の取締役会、6回のうち5回に出席し、必要な発言を適宜行っています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
役 員	7 人	21,240 千円	株主総会承認限度額 取締役 60,000 千円、監査役 2,000 千円

注 期末現在の人員は取締役6名、監査役2名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

イ 取締役1名については、無報酬であること。

6月定時株主総会において取締役1名が就任し、6月30日をもって取締役1名が辞任したため

ロ 監査役1名については、無報酬であること。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 8,800 千円(税込)

会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する対価はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等

平成 23 年 12 月 20 日に開催した横浜港埠頭株式会社第 2 回取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための以下の体制等を整備しております。令和 6 年度については、5 月 23 日、8 月 21 日、3 月 25 日の計 3 回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する事案の発生状況や社員研修の取組等を確認しました。なお、当社において、特に問題となる事案は発生しておりません。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図っております。特に役員は、高い倫理観と道德観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動しております。
- ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとっております。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
- ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。
- ③ 情報資産の適切な取り扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
- ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体

制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えております。